

2 0 2 5 年度

総会資料

特定非営利活動法人

縄文柴犬研究センター

目次

1. 第1議案
2024年度
事業報告について
2. 第2議案
2025年度
事業計画について
3. 第3議案
定款変更について

2024（令和6）年度の事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

（1）事業の成果

縄文柴犬の研究や保存・普及に関する事業を行い、動物愛護の精神に則り平和で心豊かな人と犬との共存社会を育むことに寄与する。また環境の保全や科学技術の振興、社会教育の推進活動にも取り組む。

（2）事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の 金額（単位：千円）
1. 縄文柴犬に関する各種の研究及び地域社会への普及に係る事業	会誌60号発行 会誌61号発行 鳥獣害対策研究	(A) 2024.08 2025.03 継続15年目 (B) 全国 (C) 10～25名	(D) 全国 (E) 200人	321
2. 縄文柴犬の繁殖管理及び飼育(里親としての育成・管理を含む)に係る事業	HPや新聞広告の活用 会誌の活用 繁殖データのまとめ・研究	(A) 随時 (B) 広島・岩手 (C) 5～15名	(D) 全国 (E) 不特定	755
3. 縄文柴犬犬籍の整備及び柴犬血統書の発行に係る事業	血統書の発行	(A) 随時 (B) 広島 (C) 3名	(D) 会員・一般 (E) 不特定	110
4. 縄文柴犬に関する審査及び指導員等の育成に係る事業	交流会及び 小規模勉強会 訪問交流活動 繁殖者向けテキスト作成	(A) 未定 (B) 全国 (C) 30名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	200
5. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	1 環境の保全を図る活動	(A) 随時 (B) 全国 (C) 30名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	10
	2 科学技術の振興を図る活動	(A) 随時 (B) 秋田・広島・岡山 (C) 10名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	10
	3 社会教育の推進を図る活動	(A) 随時 (B) 広島・岡山・兵庫 (C) 100名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	25

	クラウドファンディングによる活動資金の調達	(A) 2024.04 ～ (B) 全国 (c) 5 名	(D) 会員 (E) 不特定	314
--	-----------------------	------------------------------------	-------------------	-----

◎2023 年度活動報告

1. 縄文柴犬に関する各種の研究及び地域社会への普及に係る事業

○会報について

今年度は 3 回の発行を予定していたが、原稿の製作時間が大幅にかかり 2 回となった。

○鳥獣害対策研究の活動報告

2024 年度終わりがちから全国各地の農家より野生動物棲み分け法(鳥獣害対策)の成果が見え始め、良い報告を頂いている。

2. 縄文柴犬の繁殖管理及び飼育（里親としての育成・管理を含む）に係る事業

○動物取扱業について

第 1 種動物取扱業及び第 2 種の新たな取得者はいないが、第 1 種動物取扱業取得者の理事でもある柳樂氏の指導の下、新たなボランティアでの繁殖者の育成に努め、ボランティア枠での新たな犬舎が 1 件増えた。

○HP 管理

2024 年度 HP の更新があまりできていないのが現状。

HP からの問い合わせは昨年度同様、新規会員希望以外の問い合わせ含め一定数ある。

3. 縄文柴犬犬籍の整備及び柴犬血統書の発行に係る事業

○血統書について

2024 年度は 12 頭の仔犬の血統書を発行した。

4. 縄文柴犬に関する審査及び指導員等の育成に係る事業

○小規模勉強会

ディスコードによる勉強会を 3 度行い内容としては縄文柴犬の飼い方の質疑応答、野生動物棲み分け法等の指導を行った。毎回 5 人ほどの参加者がいた。

○講演会

6 月 「岐阜県美濃市エムエムブックス～熊と福の会～」にて柳樂氏による『森と共に生きよう犬と人の暮らし』と題して講演会を行った。

7 月 岡山県笠岡市にて柳樂氏による『森と共に生きよう犬と人の暮らし』と題して講演会を行った

9 月 広島県東広島市にて『縄文柴犬と森を歩く会』を開催した。

12 月 日本熊森協会広島支部主催の熊森カフェの勉強会に向井氏が研究センターとして参加。意見交換などを行った。

5. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

- ・ 理事柳樂を中心にクラウドファンディングに挑戦し、目標額を達成した。
- ・ 講演会など積極的に参加するための交通費などにも費用を当てた。

令和6年度 活動計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
入会金収入	8,000		
年会費収入	120,000	128,000	
2 受取寄付金	45,000	45,000	
3 事業収益			
犬籍簿登録事業	19,500		
保存協力費	150,000	169,500	
4 その他収益			
受取利息	65		
雑収益	1,431,000	1,431,065	
経常収益計			1,773,565
II 経常費用			
1 事業費			
研究・普及費	160,582		
旅費交通費	45,750		
支払手数料	314,820		
消耗品費	877,916		
製本印刷費	175,560		
通信運搬費	111,651		
事務経費	58,745		
事業費計		1,745,024	
2 管理費			
管理費計		0	
経常費用計			1,745,024
当期経常増減額			28,541
当期正味財産増減額			28,541
前期繰越正味財産額			644,099
次期繰越正味財産額			672,640

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	41,994		
ゆうちょ銀行振替口座	560,459		
ゆうちょ銀行	70,187		
流動資産合計		672,640	
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品			
固定資産合計		0	
資産合計			672,640
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		644,099	
当期正味財産増減額		28,541	
正味財産合計			672,640
負債及び正味財産合計			672,640

令和6年度 財産目録

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	41,994		
ゆうちょ銀行振替口座	560,459		
ゆうちょ銀行	70,187		
流動資産合計		672,640	
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品			
固定資産合計		0	
資産合計			672,640
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			672,640

2024年 令和 7 年度 活動予算書 (案)

令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 収入の部			
1 会費・入会金収入	410,000	0	410,000
入会金収入	10,000	0	10,000
会費収入	400,000	0	400,000
2 寄附金	150,000		150,000
3 事業収入	118,000	0	118,000
1 縄文柴犬に関する各種の研究、及び 地域社会への普及に係わる事業。	1,000		
2 縄文柴犬の繁殖管理、及び飼育(里親と しての育成・管理を含む)に係わる事業。	100,000		
3 縄文柴犬犬籍簿の整備、及び柴犬血 統書の発行に係わる事業。	15,000		
4 縄文柴犬に関する審査及び指導員等 の育成に係わる事業。	1,000		
5 その他、本法人の目的を達成するた めに必要な事業。	1,000		
4. 補助金等の収入			0
当期収入小計	678,000		678,000
前期繰越収支差額			672,640
当期合計 (A)			1,350,640
II 支出の部			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		0
(2) 会議費	10,000		10,000
(3) 研究・普及費 (広告)	300,000		300,000
(4) 製本印刷費(会誌)	200,000		200,000
(5) 審査育成・研究費	30,000		30,000
(6) 通信運搬費	120,000		120,000
(7) 事務消耗品費	50,000		50,000
(8) 事務経費	50,000		50,000
(9) 旅費交通費	20,000		20,000
事業費計	780,000	0	780,000
2. 管理費			
管理費計			0
3. 予備費			100,000
出版積立金		50,000	50,000
PC積立金		50,000	50,000
当期支出合計(B)			880,000
当期収支増減額(A)-(B)			470,640
次期繰越正味財産額			470,640

2025(令和 7) 年度の事業計画書(案)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

(1) 事業の成果

縄文柴犬の研究や保存・普及に関する事業を行い、動物愛護の精神に則り平和で心豊かな人と犬との共存社会を育むことに寄与する。また環境の保全や科学技術の振興、社会教育の推進活動にも取り組む。

(2) 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (c) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の 金額 (単 位: 千円)
1. 縄文柴犬に関する各種の研究及び地域社会への普及に係る事業	会誌 62 号発行 会誌 63 号発行 鳥獣害対策研究	(A) 2025.08 2026.03 継続 16 年目 (B) 全国 (C) 10～25 名	(D) 全国 (E) 200 人	320
2. 縄文柴犬の繁殖管理及び飼育(里親としての育成・管理を含む)に係る事業	H P や新聞広告の活用 会誌の活用 繁殖データのまとめ・研究	(A) 随時 (B) 広島・岩手 (C) 5～15 名	(D) 全国 (E) 不特定	200
3. 縄文柴犬犬籍の整備及び柴犬血統書の発行に係る事業	血統書の発行	(A) 随時 (B) 広島 (C) 3 名	(D) 会員・一般 (E) 不特定	150
4. 縄文柴犬に関する審査及び指導員等の育成に係る事業	交流会及び 小規模勉強会 訪問交流活動 繁殖者育成指導	(A) 未定 (B) 全国 (C) 30 名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	150
5 その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	1 環境の保全を図る活動	(A) 随時 (B) 全国 (C) 30 名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	11
	2 科学技術の振興を図る活動	(A) 随時 (B) 秋田・広島・岡山 (C) 10 名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	11
	3 社会教育の推進を図る活動	(A) 随時 (B) 広島・岡山・兵庫 (C) 100 名	(D) 一般・会員 (E) 不特定	11

◎2025 年度活動報告

1. 縄文柴犬に関する各種の研究及び地域社会への普及に係る事業

○会報について

今年度は 2 回の発行を予定している。密着取材のシリーズ化に力を入れ現地に行き生の声を聴く。

○鳥獣害対策研究の活動報告

2025 年度は今までの現段階の研究成果をデータ化していきたい。

2. 縄文柴犬の繁殖管理及び飼育（里親としての育成・管理を含む）に係る事業

○動物取扱業について

第 1 種動物取扱業及び第 2 種動物取扱業の取得者を新たに増やす為の準備や育成をする

○HP 管理

2025 年度 HP を更新を行い

HP からの問い合わせ先や今の法律を考慮した一部内容の変更を行う

3. 縄文柴犬犬籍の整備及び柴犬血統書の発行に係る事業

○血統書について

2025 年度は 10 頭の仔犬の血統書の発行を目指す。

4. 縄文柴犬に関する審査及び指導員等の育成に係る事業

○小規模勉強会

ディスコードによる勉強会を月に 1 度目標で行い内容としては縄文柴犬の飼い方の質疑応答、野生動物棲み分け法等の指導、外部講師などをお呼びしオンライン講座なども検討したい。

5. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

・保育園、小中学校向けの絵本や紙芝居(非売品)の作成をし、まずは人と犬の本来の関係についての内容を作成中。その後、野生動物と人と犬の共存についてなど検討。

これからの次世代の方たちの教育などに力を入れたい。

・事務局にノートパソコンを 1 台購入検討

現在プライベートの PC を使用しているが事務局担当者に変更があった場合、専用 PC を使用する事により引き継ぎ等がスムーズにできるメリットとプライベートなデータと混在を避けるためなどメリハリをつける事が重要だと思うため検討する

令和7年4月26日

縄文柴犬研究センター様 定款変更について

いわさわ行政書士事務所

縄文柴犬研究センター様の定款変更について、昨年の定期総会で決定されたものを基に広島県庁県民活動課と協議を行い、新定款(案)を作成しました。大きく変更があり周知すべき内容について以下にまとめましたので、ご確認をお願いいたします。なお、詳細については別紙の新旧対照表をご確認ください。

- 会員について

県民活動課より、「会費を免除する名誉会員・顧問は特定の個人の利益となってしまう、不特定かつ多数の者の利益(=公益)を目的とする NPO の理念にそぐわないため、内規に留め、定款には記載しない方が好ましい。」との指摘を受けたため、会員規程を作成し、対処しました。なお、規程については県庁の細かい指示を受けなくてもある程度自由に變更できますので、ご希望がありましたら相談ください。

- 事務局について

県民活動課より、「事務局長や会計等の役職は必ずしも定款に記載する必要がなく、柔軟に變更できるようにするため(定款變更の手続きをしなくてよいようにするため)内規としてはどうか。」という提案がありましたので、事務局規程を作成しました。

- 総会と理事会の招集・議決について

総会や理事会の開催について、WEB 会議や電子メールでの連絡手段に対応するため「電磁的方法」で通知や議決ができるよう變更しました。

また、条文内に矛盾が生じてしまうため、「また、論議をつくして合意を得ることを重視し、少数意見を尊重する場合もある。」という文言は削除するよう指示がありました。

- 公告の方法について

公告について、現在は全ての公告を官報に記載するようになっていますが、「官報公告は費用が掛かってしまうので、法的な義務がある事項のみ官報に公告を載せるようにしてはどうか。」という提案があったのでそのように變更しています。

変更内容及びその理由

第１章 総則

変更前	変更後
〔名称〕 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター（Jomon Shiba Inu Reserch Center 略号 JSRC ）という。 この法人の柴犬は『縄文柴犬』と称する。	〔名称〕 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター（Jomon Shiba Inu Research Center 略号 JSRC ）という。 この法人の柴犬は『縄文柴犬』と称する。
変更理由：スペルの誤記修正	

第２章 目的及び事業

変更前	変更後
〔特定非営利活動の種類〕 第 4 条 この法人は第 3 条の目的を <u>達する</u> ため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)環境の保全を図る活動 (2)科学技術の振興を図る活動 (3)社会教育の推進を図る活動 (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、 <u>助言</u> 、又は援助の活動	〔特定非営利活動の種類〕 第 4 条 この法人は第 3 条の目的を <u>達成する</u> ため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)社会教育の推進を図る活動 (2)環境の保全を図る活動 (3)科学技術の振興を図る活動 (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、 <u>助言</u> 又は援助の活動
変更理由：文章を修正 特定非営利活動促進法（以下、「法」という）別表の順番通りに記載するため変更 4 項の「連絡、助言、又は援助の活動」箇所の助言後の「、」 unnecessary ため変更	

第３章 会員

変更前	変更後
〔種 別〕 第 6 条 この法人の会員は、 <u>正会員の個人・団体をもって構成するが、団体は一会員の資格とする。</u> (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2)協力会員 この法人の目的に賛同し、協力・援助等の支援を <u>した</u> 個人及び団体 (3)学生会員 この法人の目的に賛同した個人 (4) <u>名誉会員・顧問 当法人に対して特別に功労のあった者を推薦し、理事会で決め会費は免除することができる</u>	〔種 別〕 第 6 条 この法人の会員は、 <u>次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</u> (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2)協力会員 この法人の目的に賛同し、協力・援助等の支援を <u>する</u> 個人及び団体 (3)学生会員 この法人の目的に賛同した個人（ <u>学生</u> ）
変更理由：正会員以外の会員も会員と定められているため「次の 3 種とし」を追加 現行の特定非営利活動促進法に基づいた定款とするため変更 協力会員の説明文の表現を変更 学生会員の説明にかっこ書を追加 名誉会員について、法第 2 条の趣旨に基づき適正化するため内規に移行	

第４章 役員及び職員

変更前	変更後
〔種別及び定数〕 第 1 3 条 この法人に次の役員を置く。 (1)理事 7 人以上 1 0 人以下 (2)監事 1 人以上 2 人以内 2 理事のうち、理事長 1 人、副理事長 2 人、 <u>事務局 1 人、会計 1 人をおく</u>	〔種別及び定数〕 第 1 3 条 この法人に次の役員を置く。 (1)理事 5 人以上 1 0 人以下 (2)監事 1 人以上 2 人以内 2 理事のうち、理事長 1 人、副理事長 2 人 <u>を置く。</u>
変更理由：最低 5 人いれば会としての運営はできる状況にある事を踏まえ、7 人以下になった場合適任者	

がない状況でむやみに理事を選任する必要はないため 事務局長、会計は必ずしも定款で定める必要がなく、内部規程に移行したため 1 項に合わせ「おく」を漢字に、句点を追加

変更前	変更後
〔選任等〕 第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長、<u>事務局長、会計は、理事の互選とする。</u> 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 <u>5 参与は、理事会で任命する。</u> <u>6 研究員は理事会で任命する。</u>	〔選任等〕 第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
変更理由：最低 5 人いれば会としての運営はできる状況にある事を踏まえ、7 人以下になった場合適任者がいない状況でむやみに理事を選任する必要はないため 事務局長、会計、参与、研究員は必ずしも定款で定める必要がなく、内部規程に移行したため	

変更前	変更後
〔職 務〕 第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 <u>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u> <u>3 事務局長は、この法人の事務を統括する。会計はこの法人の会計を担当する。</u> 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 <u>6 参与は会務に必要な提言・意見を述べる。</u> <u>7 研究員は必要な任務を行い、理事会に内容を報告する。</u>	〔職 務〕 第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 <u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
変更理由：理事長以外にも法人を代表する理事はいないため、「2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」を追加 事務局長、会計、参与、研究員は内規に移行したため 3, 7, 8 項を削除	

変更前	変更後
〔任期等〕 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	〔任期等〕 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
変更理由：会の活動の円滑化をはかるため、任期伸長短縮規程を追加	
変更前	変更後
〔解 任〕 第18条 (1) <u>心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u> (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。	〔解 任〕 第18条 (1) <u>職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。</u> (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
変更理由：心身の故障以外の理由も場合によっては認める必要があるため（平成24年法改正に伴う表現の適正化）	

変更前	変更後
〔職 員〕 第20条 この法人に、職員を置く。 2 職員は、理事長が任免する。	〔職 員〕 第20条 この法人に、職員を置く。 2 職員は、理事長が任免する。 3 <u>この法人に事務局を置く。</u>
変更理由：事務局長等の役職の規程を内規に移行し、整理したため事務局の記載を追加。	

第5章 総 会

変更前	変更後
〔構 成〕 第22条 総会は、正会員をもって構成する。 2 <u>協力会員及び学生会員・名誉会員は、法人の活動に意見を述べる事が出来る。但し、議決権は持たない。</u>	〔構 成〕 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
変更理由：内容が第6条と重複するため削除。	

変更前	変更後
〔権 能〕 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算	〔権 能〕 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) 借入金（その事業年度内の <u>収入</u> をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) 事務局の組織及び運営に必要な職務（編集委員） (10) その他運営に関する重要事項	(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) 借入金（その事業年度内の <u>収益</u> をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) 事務局の組織及び運営に必要な職務（編集委員） (10) その他運営に関する重要事項
変更理由：非営利活動する中で「収支」より「活動」の表現が適正である為、同じく「収入」から「収益」に変更（平成 24 年法改正に伴う対応）	

変更前	変更後
〔招 集〕 第 25 条 総会は、 <u>第 24 条</u> 第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、 <u>第 24 条</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。	〔招 集〕 第 25 条 総会は、 <u>前条</u> 第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、 <u>前条</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
変更理由：定款中の表現の統一のため 電子メール等での招集通知に対応し運営の円滑化を図るため、電磁的方法での招集通知に関する文章を追加	

変更前	変更後
〔議 決〕 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>また、論議をつくして合意を得ることを重視し、少数意見を尊重する場合もある。</u>	〔議 決〕 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
変更理由：前段の規程と矛盾するため削除	

変更前	変更後
〔表決権等〕 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、 <u>第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。</u> 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	〔表決権等〕 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、 <u>前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。</u> 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
変更理由：適用条項の適正化の為の変更に合わせて（平成 24 年法改正に伴う対応） 電子メール等での表決方法に対応し運営の円滑化を図るため、電磁的方法での表決に関する	

文章を追加	
変更前	変更後
〔議事録〕 第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。	〔議事録〕 第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
変更理由：令和３年より特定非営利活動促進法に関する提出書類については押印廃止になったため、会としても取り入れる 第２９条第２項に合わせ電磁的方法での表決に関する文章を追加	

第６章 理事会

変更前	変更後
〔招集〕 第３４条 理事会は、理事長が招集する。 ２ 理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。 ３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。	〔招集〕 第３４条 理事会は、理事長が招集する。 ２ 理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。 ３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
変更理由：電子メール等での招集通知に対応し運営の円滑化を図るため、電磁的方法での招集通知に関する文章を追加	

変更前	変更後
〔表決権等〕 第３７条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 ２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 ３ 前項の規定により表決した理事は、第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。 ４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。	〔表決権等〕 第３７条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 ２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。 ３ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 ４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
変更理由：第３６条の内容も当てはまるため。また適用条項の適正化の為の変更がありそれに合わせる。 電子メール等での表決方法に対応し運営の円滑化を図るため、電磁的方法での表決に関する文章を追加	

変更前	変更後
〔議事録〕 第３８条 理事会の議事については、次の事項を記	〔議事録〕 第３８条 理事会の議事については、次の事項を記

載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、<u>押印</u>しなければならない。	載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
変更理由：第 37 条第 2 項に合わせ電磁的方法での表決に関する文章を追加 令和 3 年より、特定非営利活動促進法に関する提出書類については押印廃止になったため、会としても取り入れる	

第 7 章 資産及び会計

変更前	変更後
〔資産の構成〕 第 3 9 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u>	〔資産の構成〕 第 3 9 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u>
変更理由：非営利活動をする中で「収入」より「収益」の表現の方が適正であるため（平成 24 年法改正に伴う対応）	

変更前	変更後
〔事業計画及び予算〕 第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	〔事業計画及び予算〕 第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
変更理由：表現の適正化のため	

変更前	変更後
〔暫定予算〕 第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。 2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。	〔暫定予算〕 第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。
変更理由：表現の適正化のため	

変更前	変更後
〔事業報告及び決算〕 第 4 8 条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に	〔事業報告及び決算〕 第 4 8 条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に

繰り越すものとする。	繰り越すものとする。
変更理由：表現の適正化のため	

第8章 定款の変更、解散及び合併

変更前	変更後
〔定款の変更〕 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u> <u>(1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）</u> <u>(2)資産に関する事項</u> <u>(3)公告の方法</u>	〔定款の変更〕 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。</u>
変更理由：定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大に伴う変更があったため（平成24年法改正に伴う対応）	

変更前	変更後
〔解 散〕 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)総会の決議 (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3)正会員の欠亡 (4)合併 (5)<u>破産</u> (6)所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。	〔解 散〕 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)総会の決議 (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3)正会員の欠亡 (4)合併 (5)<u>破産手続開始の決定</u> (6)所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
変更理由：破産のみの表現では足りないため詳細を追加	

変更前	変更後
〔残余財産の帰属〕 第53条 この法人が解散（合併又は<u>破産</u>による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、大仙市に譲渡するものとする。	〔残余財産の帰属〕 第53条 この法人が解散（合併又は<u>破産手続開始の決定</u>による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、大仙市に譲渡するものとする。
変更理由：定款52条5の表現の追加に伴い変更	

第9章 公告の方法

変更前	変更後
〔公告の方法〕 第55条 この法人の公告は、同法人の<u>掲示板</u>に掲示するとともに、<u>官報</u>、法人のホームページに掲載して行う。ただし、<u>法第28条の第1項</u>に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NP0ポータルサ	〔公告の方法〕 第55条 この法人の公告は、同法人の<u>掲示場</u>に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。ただし、<u>法第28条の2第1項</u>に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NP0ポータルサイト（

イト(法人入力情報欄)に記載して行う。	法人入力情報欄)に記載して行う。 <u>なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に記載して行う。</u>
変更理由：全ての公告を官報に掲載する必要がないため削除すると共に、法に基づき官報に掲載義務のある事項についてのなお書を追加 法第28条の「2」の記載が抜けていたため修正	

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター 定款

第1章 総則

〔名 称〕

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター(Jomon Shiba Inu Research Center 略号 **JSR C**) という。

この法人の柴犬は『縄文柴犬』と称する。

〔事務所〕

第 2条 この法人は、主たる事務所を、広島県江田島市大柿町深江478-1に置く。

第2章 目的及び事業

〔目 的〕

第 3条 この法人は、柴犬を愛する人が協力して、縄文柴犬の研究・保存・普及に関する事業を行い、動物愛護の精神に則り、平和で心豊かな人と犬との共存社会を育むことに寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第 4条 この法人は第3条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

〔事 業〕

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - 1 縄文柴犬に関する各種の研究、及び地域社会への普及に係る事業。
 - 2 縄文柴犬の繁殖管理、及び飼育(里親としての育成・管理を含む)に係る事業。
 - 3 縄文柴犬犬籍簿の整備、及び柴犬血統書の発行に係る事業。
 - 4 縄文柴犬に関する審査及び指導員等の育成に係る事業。
 - 5 その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

〔種 別〕

第 6条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、協力・援助等の支援をする個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同した個人(学生)

〔入 会〕第 7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金及び会費〕

第 8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

第 9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〔退 会〕

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除 名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔抛出金品の不返還〕

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

〔種別及び定数〕

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、理事長1人、副理事長2人を置く。

〔選任等〕

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

〔職 務〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集

を請求すること。

〔任期等〕

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔欠員補充〕

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔解 任〕

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

〔報酬等〕

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔職 員〕

第20条 この法人に、職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 この法人に事務局を置く。

第5章 総 会

〔種 別〕

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構 成〕

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権 能〕

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営に必要な職務(編集委員)
- (10) その他運営に関する重要事項

〔開 催〕

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招 集〕

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議 長〕

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

〔議 決〕

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

〔議事録〕

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

〔構 成〕

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権 能〕

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開 催〕

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招 集〕

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議 長〕

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

〔議 決〕

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

〔議事録〕

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

〔資産の区分〕

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

〔資産の管理〕

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

〔事業計画及び予算〕

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔臨機の措置〕

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れやその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

〔解 散〕

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、大仙市に譲渡するものとする。

〔合 併〕

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

〔公告の方法〕

第55条 この法人の公告は、同法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト(法人入力情報欄)に記載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に記載して行う。

第10章 雑 則

〔細 則〕

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	新美 治一		
副理事長	橘 宏	五味 靖嘉	
事務局長	檜尾 豊		
理 事	新美 治一	橘 宏	五味 靖嘉
	石川 辰雄	檜尾 豊	内藤 正巳
	榊田 浩行	佐々木俊幸	藤井 忠志
	根深 誠	神沢吉太郎	肥田 恵司
	日下八千代	武藤三五	古市 繁雄
	吉方清治郎		
会 計	石川 辰雄		
監 事	土井 鐵徳	山下 楠一	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月1日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1)入会金 1,000円
- (2)年会費 5,000円

特別会員

入会金および会費を免除する。

補足:修正・改訂来歴

・2015.4 総会にて一部修正 ・2017.4 総会にて一部修正 ・2018.4 総会にて一部修正 ・2019.5 総会にて一部修正
・2020.5 総会にて一部修正 ・2022.6 総会にて一部修正 ・2025.5 総会にて一部修正(予定)

縄文柴犬研究センター 会員規程

〔目的〕

第1条 この規程は、特定非営利活動法人縄文柴犬研究センター（以下、「JSRC」という。）の会員に関する事項を定めるものである。

〔会員の種別〕

第2条 この法人の会員を以下の各号に定め、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、協力・援助等の支援をする個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同した個人（学生）

2 前項に定めた者の他、理事会による決議によって、以下の各号に定める者を特別の会員として決定できる。

- (1) 名誉会員・顧問 当法人に対して特別に功労があったと推薦された者

〔会費〕

第3条 各会員の会費は以下に定める通りとする。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| (1) 正会員 | 入会金 1,000 円 | 年会費 5,000 円 |
| (2) 協力会員 | 入会金 円 | 年会費 円 |
| (3) 学生会員 | 入会金 1,000 円 | 年会費 免除 |
| (4) 名誉会員・顧問 | 入会金 免除 | 年会費 免除 |

〔改廃〕

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。（令和年月日理事会議決）

縄文柴犬研究センター 事務局規程

〔目的〕

第1条 この規程は、特定非営利活動法人縄文柴犬研究センター（以下、「JSRC」という。）定款第 20 条第 3 項の規定に基づき、本法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

〔職員等〕

第2条 事務局に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 会計
- (3) 参与
- (4) 研究員
- (5) 編集委員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

〔職員の選任〕

第3条 職員の選任は次に掲げる方法による。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 事務局長 | 理事の互選 |
| (2) 会計 | 理事の互選 |
| (3) 参与 | 理事会で任命 |
| (4) 研究員 | 理事会で任命 |
| (5) 編集委員 | 理事会で任命 |

〔職責〕

第4条 各職員は、理事長の命を受けて、次に掲げる職務をそれぞれ行う。

- (1) 事務局長は、この法人の事務を統括する。
- (2) 会計はこの法人の会計を担当する。
- (3) 参与は会務に必要な提言・意見を述べる。
- (4) 研究員は必要な任務を行い、理事会に内容を報告する。

〔改廃〕

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。（令和年月日理事会議決）